チ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、第一号ホに掲げるもの以外のもの

リ　使用権資産（リースの対象となる資産がヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースに関する注記

十二　（略）

十二の二　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。第百十八条の二の二において同じ。）に関する注記

十三～十七　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

ト　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースにより使用する固定資産に関する注記

十二　（略）

（新設）

十三～十七　（略）

2　（略）

（リースに関する注記）

第百十八条　ファイナンス・リースの借手である組合が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合の個別注記におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

2　（略）

（賃貸等不動産に関する注記）

第百十八条の二の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。

一　賃貸等不動産の状況に関する事項

二　賃貸等不動産の時価に関する事項

2　連結注記を作成する組合は、個別注記における前項各号に掲げる事項の記載を要しない。

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第百十八条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である組合が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前各号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項

2　（略）

（新設）

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）